

大分県介護の魅力発信事業（イベント実施）委託業務仕様書

1 委託業務の名称

大分県介護の魅力発信事業（イベント実施）委託業務

2 目的

介護人材の新規獲得を促進するため、若年層を中心に介護職の魅力を発信することを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 業務内容等

(1) 「介護の日」イベントの開催

①目的

厚生労働省が「介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日」として設定した11月11日の「介護の日」に合わせて、「おおいた 働きやすくやりがいのある福祉・介護の職場認証制度」（ふくふく認証）、介護DX、ノーリフティングケア（抱え上げない介護）などの推進により、本県の進化し続ける介護現場の魅力を発信することで、県民に対して介護や介護の仕事の理解を促進し、特に若年層が介護職を目指すきっかけとなるような介護に特化したイベントを実施するもの。加えて、介護の現場で働く職員等が互いに悩みを相談、共有できる場を提供するもの。

②実施時期 令和8年11月3日（火・祝）10時～16時

③会場 大分駅北口駅前広場（別紙1参照）

- ・大分駅北口駅前広場は県で予約しており、会場利用料金及び電気利用料金については、県から支払うため、本委託料からの支出は不要とする。
- ・イベントの実施にかかる資機材は全て受託者が手配し、費用は本委託料から支出すること。

④参加規模 5,000人程度

⑤対象者 一般県民（小中高生及びその親世代、介護従事者等、幅広く対象とする）

⑥イベントの実施について

イベントは、次の（ア）～（カ）で構成することとする。

（ア）ステージイベントの開催

- ・多くの県民の来場を促すような企画を提案すること。

(例：トークショー、介護に関するクイズ大会等)

(イ) ブースの出展

- ・ (ア) と同日・同会場で、より多くの県民に来場いただけるような内容を実施すること(計17ブース程度)。各ブースは、以下のとおりとする。

① 介護の魅力発信コーナー (7ブース程度)

- ・ 介護体験など本県の介護現場の魅力を発信し、介護現場や介護の仕事に興味・関心をもってもらえるようなブースを幅広く提案すること。
- ・ 集客が見込めるブースとして介護関連以外のブースの提案も可とする(若干数)。
- ・ 介護テクノロジー及びノーリフティングケア(抱え上げない介護)の体験、「おおいた 働きやすくやりがいのある福祉・介護の職場認証制度(ふくふく認証)」のPRブースを必ず取り入れ、来客者の目につく配置とするよう配慮すること。

② 飲食コーナー (5ブース程度)

キッチンカーとし、バラエティに富んだメニューを提案すること。

③ 県関係団体コーナー (5ブース)

- ・ 県及び関係団体が協議し決定するため内容の提案は不要だが、テント数等の積算に含めること。
- ・ 当日、会場内には本イベント以外の主催者が設置する機材が残置されているため、残置物を避けてテントやブース等を設置すること。(別紙1参照)
- ・ 会場に配置可能なテントは最大20張程度(縦3.6m、横5.4m使用時)とし、積算の参考にする。
- ・ イベント出演者、ブーススタッフ、ボランティアスタッフには昼食代(弁当・飲料等の現物可)及び駐車場代を支給すること。なお、イベント出演者には謝礼も支給することとし、積算に含めておくこと。
- ・ なお、昼食代及び駐車場代の支給の対象者は、受託者が手配するスタッフおよび県関係団体コーナー(1ブースあたり5名程度)とするので、積算の参考にする。

(ウ) 若手介護職員の交流促進

- ・ 若手介護職員の定着促進や離職防止を目的に、若手介護職員同士がステージやブース等で交流するとともに、本イベントをきっかけに悩みや不安の共有ができるような継続的な関係性づくりにつながるような企画を実施すること。
- ・ 一般の参加者として来訪した若手介護職員が参加できるような内容としてもよい。

(エ) イベントの企画・運営・広報

〈企画〉

- ・ 事業実施に係る事前準備、関係団体等との各種調整を行うこと。
- ・ ブースの提案にあたって、各ブースの人員配置も含めて提案すること。

- ・ステージ及びブースの企画や運営に関する協議や必要な説明は委託事業者が行うものとし、イベントまでの準備や打ち合わせにかかるスケジュールを提案すること。特に具体的な業務内容や配置人数等については事前に十分な余裕をもって説明すること。
- なお、県関係団体コーナーとの調整は県が主体となつて行うものとするが、適宜、県と委託事業者で情報共有し、全ブースが関係する共通事項の説明等には協力すること。

〈運営〉

- ・イベントの問い合わせ窓口を設置し、対応すること（事前、当日含む）。
- ・当日のイベント運営を行うこと。
- ・イベントの賠償責任保険に加入すること。
- ・来場者の目につく場所に当日のタイムスケジュール等を掲載すること。

〈広報〉

- ・イベントの告知方法・回数等について幅広く提案すること。（例：SNS、テレビCM等）
 - ・チラシ、ポスターの制作及び配布をすること。
- 少なくとも、県内中高生に対し、学校を通してチラシ又はポスターを配布すること。なお、配布は委託事業者が行うこと。

（オ）オンラインイベントの開催

- ・「おおいた 働きやすくやりがいのある福祉・介護の職場認証」（ふくふく認証）を取得した法人が自施設の魅力等を発信する介護職就職相談会の実施について提案すること。

（カ）アンケートの実施及び分析

- ・受託者は、参加者アンケートを実施し、結果を取りまとめること。
- ・アンケートの回答率を向上させるような手法を提案すること。
- ・アンケート項目は県と協議するものとし、今後の企画・運営に資する助言等を記載した分析結果を作成すること（任意様式）。

（キ）参加者数の集計

- ・イベントの参加者数の集計方法について提案すること。
- ・イベント終了後は集計結果を県に報告すること。

5 その他特記事項

（1）協議及び調整

- ・業務遂行にあたっては、県の担当者と緊密に連携すること。
- ・県は受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- ・企画提案等の内容について、県と受託者との協議の上、必要に応じて修正できるものとする。
- ・受託者は月に1回以上、県に対し、進捗報告を行うこと。

(2) 計画書の提出

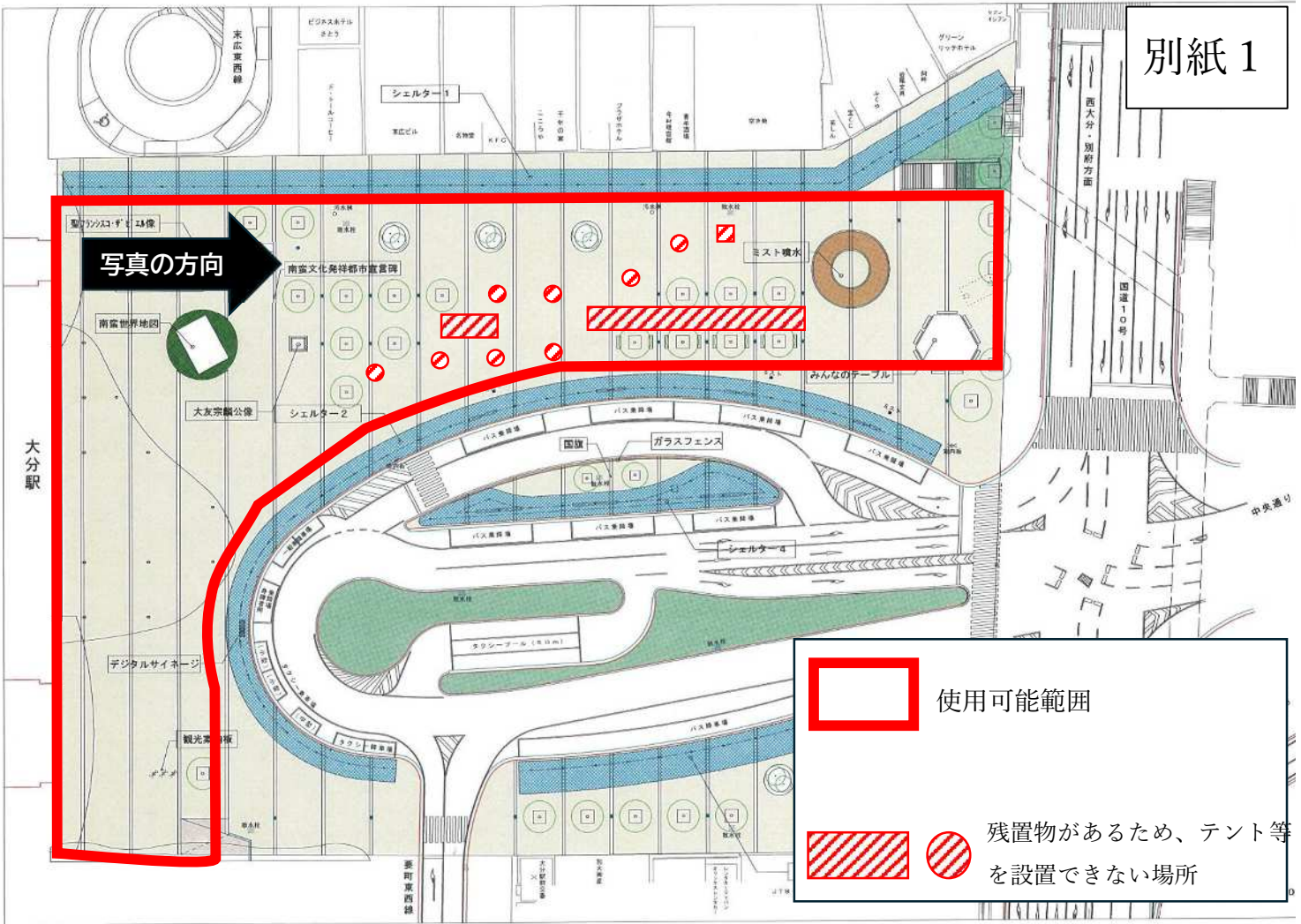
事業実施にあたっては、事前に実施計画書を作成し、県の承認を得ること。

(3) 実績報告書の提出

事業完了後、実績報告書を作成し、提出すること。

(4) その他

事業により作成した成果等の著作権は、県に帰属するものとする。



残置物のイメージ

